平成２７年（フ）第６９５号
東京都小金井市桜町２丁目11番16号レオパレス・アイビー203
債務者　齊木　尚一
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３６１号
静岡市清水区高橋南町６番14号
債務者　山中百合子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４００号
静岡市清水区八坂南町４番８号、旧住所静岡県湖西市新所原３丁目５番３号　ベルフロアー304
債務者　高橋　達也
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４４６号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目10番９号
債務者　石井かをる
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目18番３－105号　丸朝アパート
債務者　米元　登志
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３４２号
千葉市緑区おゆみ野４丁目18番地２　コーポおゆみ野202号
破産者　山下　　一
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３５９号
千葉市花見川区千種町76番地　マンション千種101号
破産者　飯塚　康浩
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７０号
千葉県船橋市上山町１丁目156番地１　ベルグプレシャデス船橋216号
破産者　大開　潤子（旧姓大久保）
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７３９号
千葉県船橋市本町１丁目11番６号
破産者　有限会社ひまわり
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７４０号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1582番地２　セントラルコーポ船橋12―404号
破産者　吉永　秀雄
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７８号
千葉市花見川区横戸町1268番地16
破産者　幸村　　勲
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８７号
千葉県市原市能満1531番地131、開始決定時の住所千葉県市原市久保426番地
破産者　及川八重子
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５９号
千葉県山武郡横芝光町横芝1366番地４
破産者　平田　正公
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第６８号
大阪府泉南郡岬町淡輪2717番地、前本店所在地東京都墨田区江東橋１丁目13番３号アルファビル３Ｆ
破産者　アレンジファクトリー株式会社
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９４２号
埼玉県川口市芝宮根町20番６－303号
破産者　株式会社Ｒ．ヴィレッジ
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３９号
千葉市若葉区千城台北２丁目16番８号
破産者　大野　健範
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７６号
千葉県船橋市芝山１丁目36番13―203号
破産者　安藤　　龍
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３９４号
千葉市若葉区桜木北３丁目１番16号　ＭＫハイツ103号
破産者　郡山　道明
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係